

神社における都市住民の信仰と芸能

小林 准士(島根大学法文学部)

はじめに

・売布神社:城下町松江のうち、白潟地区(橋南)の氏神

江戸時代には、白潟大明神、白潟神社、橋姫大明神などと呼ばれた。

・伊勢宮:松江松平家初代松平直政により、寛永 21 年(1644)に勧請・造営。

* 白潟社・伊勢宮両社に奉仕した神職は青砥氏。

・本日のテーマ

両社の末社、及び境内における相撲・芸能などの興行に注目。城下町松江の都市民の信仰と娯楽について明らかにする。

1 白潟社・伊勢宮の末社

(1)境内・境外の末社

・白潟社 境内…金毘羅・船霊(玉)・恵美酒・幸神社・白潟鎮守荒神

境外…田中荒神・火除稻荷・愛敬稻荷

・伊勢宮 境内…松尾

(2)神社と祭祀組織

・白潟社…白潟地区の町人による氏子組織。社頭屋敷があり、六番組に編成されていた。

・伊勢宮…講中で祭る。

「灘町・中町伊勢宮講中」による鳥居前の石敷き申請(「社公私用雑事控帳」天明 8 年)。

「一成講中十八組三組伊勢宮へ参詣いたし…」(「社用公用諸事日記」文化 5 年)

「近年諸色高直二付而者両町之講中人数減二相成…」(「御用一途留」文久 2 年)

…講中 400 軒ほどからの出銭で祭礼費用を捻出しているとする。

＊一成＝市成、両町＝白潟・末次。城下町及びその周辺に講中のメンバーがいる。

・金毘羅社

「金毘羅社へ六月七日八軒や町より駒犬進仕候、作者石作夫右衛門也」

(「社公私用雑事控帳」天明 8 年)

・講中による石鳥居の寄進(大工銀七)(「御社公私用諸事留帳」天保 9 年)。

・祭礼時には講中による人形飾りがあった(「諸願届書奥書等控帳」文化 14 年など)。

「金毘羅祭りカサリ、膳類又ハヤクハンハシ盃硯ブタニテ武者其外店モノノゾキ多シ、其外寺町方寺々カザリオオシ」(新屋太助「大保恵日記」天保 3 年 6 月 10 日条)

・船霊(玉)社

「船持講中より年来赤金板壱枚宛寄進」(「諸事控」天明 8 年)…古い鳥居を銅板で補強。

・恵比酒社

「御祭礼之節講中参詣有之候、講中人別六十式人余有り…」(「社公私用雑事控帳」天明 8 年)

・松尾社

・木鳥居を講中から寄進(同上)

・松尾講の存在。酒屋中 23 軒(「年中行事要用扣帳」寛政 2 年)

・愛敬稻荷

文政 11 年(1828)、因幡国石井郡網代浦(鳥取県岩美町網代(あじろ))神明丸の船頭嘉七郎が、願解きのために正一位の神璽(四角か八角柱)を伏見稻荷神社に申請して持ち帰った(「諸願届書奥書等控帳」文化 14 年)。

・火除稻荷

天保元年(1830)、松江藩釜甑方役所の職人たちが正一位の神璽を申請(同上)。

(3)祭礼(「年中行事要用扣帳」寛政 2 年)

2 月初午	愛敬・火除の両稻荷
2 月	田中荒神の社日祭(春分・秋分前後)
2 月 15 日	釜甕方鎮守弁天社
2 月 23,24 日	火除稻荷 恵美酒社
4 月 13 日	愛敬稻荷
4 月 23,24 日	金毘羅社 船霊社
6 月 9,10 日	松尾社
6 月 10,11 日	白潟社 伊勢宮
8 月 13 日	
9 月 10 日	
9 月 16 日	

2 境内における相撲・芸能の興行

(1) 神祇道講談

矢野左倉大輔(左倉太夫) …和泉国金熊寺権現(信達神社)の神職。

(木村隼太)

玉田主計 京都吉田家

玉田司馬之助

橋本市正 出雲国内

諏訪部内膳

・領外からの講釈師の場合、長期間滞在し、周辺の神社も巡回しながら講談していた。

- ・諏訪部内膳の場合、国恩祭御祈祷との名目で定期的に講談していた。

(2)相撲

- ・伊勢宮境内、とくに松尾社の祭礼に合わせて行われる場合が目立つ。

(例 1)寛政 12 年(1800)8 月 8,9 日の興行

「大莫((ママ))之群集二付、木戸入千五百人余八日入、九日三千人余入、御役所より押方貳人、

目明し壹人以上三人、賄ハ元方より致候」(「社公私用雑事控帳」)

* 2 日間で 4,500 人以上集客した。人数が多く、白湊社境内では開催不可能であるためか。

- ・松江藩お抱えの力士以外に、郷方相撲頭取、町相撲頭取、在町相撲頭取などと称した、相撲取り
集団の頭(親方、年寄)が領内にいて、興行の主催者となっていたことが分かる。

- ・興行形態は、相撲頭取が主催し木戸を設けて木戸銭を取るものと、相撲取による地取り(稽古)を
名目にしたものとの大別され、嘉永年間以降はほぼ後者に限定される。安政 7 年(1860)の相撲
頭取による事例は、境内でなく社領での興行。

(例 2)弘化 5 年(1848)3 月 12 日～の興行

- ・興行主は在町相撲頭取鳴戸崎寿次郎

「今日角力初日中寄也、大関大ヶ嶋・若林両関」(新屋太助「日記大宝得」)

(例 3)嘉永元年(1848)8 月 13 日～の興行

- ・稲妻雷五郎申請による地取り相撲＝木戸銭はとらない形式

「伊セ宮松尾大明神祭礼、草刈角力放楽ニテ五仕切ホド見ル」(同上)

(3)見せ物

- ・申請の必要性の有無

簡単な見せ物などについては、申請が必要でなかった模様。基準は不明。

- ・興行場所

相撲と違い、白湊社境内が多いが伊勢宮で行う場合もあった。

・元方(興行主)

芸能者を招致。中嶋屋佐十(和多見)、吾郷屋与市(和多見)、久之助(和多見)による興行が多い。

(例1) 安政4年(1857)9月の浄瑠璃語り(「御用一途留」)

・9～16日の8日間申請したところ、5日間だけ許可される。

「浄瑠璃語共、前以九日より十六日迄八日之間買切二仕、代金も前渡しいたし候様之次第」

* 3日も休業しては元方(興行主)の損失になるとのことで、改めて8日間を申請し許可される。

(例2) 文久元年(1861)4月の芝居興行申請(同上)

「芝居場小道具損料之儀、興行中一日銭六百文宛、日々木戸二而目明者之手を経、小道具元方へ差出可申上候」

* 木戸銭(入場料)収入の一部は御立山元方(楽山における芝居の興行主)へ差し出す。

* 歌舞伎芝居は、御立山(楽山)推恵神社の3,6,8月の興行にしか許可されていなかった模様。

・興行の内容

曲芸(大道芸): 力持ち、軽業、曲馬乗り、曲独楽(独楽回し)、越後獅子綱渡りなど

動物 : 六ツ足犬、山雀、あふむ、くちやく、猪など

演劇・踊り : 七化け(七変化)、狂言、あやつり浄瑠璃、子供万歳、芝居など

話芸 : 軽口おどけ物真似、仕形噺

(例)

仕形噺…「噺之儀二御座候得ハ、何噺と相定り候事無之、尤其噺二寄り軍談或茶屋遊杯之噺二移り候時者、鳴物二而囃子等もいたし候趣…」(「御社公私用諸事留帳」)

力持男…「力芸之事二御座候へハ、先足先二而俵を受、或ハはしこを足の上江相立、つり合以色々之曲芸等仕候」(同上)

・名目と実態の相違

(例1) 嘉永4年(1851)の「子供三四人狂言小見せ物」(同上)

- ・しかし、「歌舞妓芝居いたし候様之風聞」が流れる。
 - ・調査の結果、「他国もの大勢呼寄」、「歌舞妓体之事」をさせていたことが発覚。
- 取り次いだ神職青砥近江も禁足処分を受ける。

(例 2) 嘉永元年(1848)の白湊社・伊勢宮祭礼(9 月)

- ・申請では、七化け、仕形噺、力持ち。

「白湊社祭りヨリ引続、軽業物真似芝居大小屋建、又伊勢宮内ニモ大小屋建、カルワザ体之見せ物芝居有之、私今晚一寸ノゾキ早速戻ル」(新屋太助「日記大宝得」9 月 12 日条)

「今晚大代宮屋ヨリ政三郎芝居木戸札三人ト申書付貰ヒ帰、依テ私夫婦政蔵どの三人連、白湊社内怪談咄シ、軽業芝居見ニ行、半畳一枚札三匁、政蔵どのハマリニテ夜ハツ迄見ル」(同上 9 月 13 日条)

おわりに

- ・末社の存在

氏子組織以外の地縁的・職縁的な住民同士の結びつきを前提。

本社だけでなく、末社の祭礼も重要な神社の年中行事を構成。

人々の結びつきの多様化と活動の活発化に伴い、講中も増え祭礼も華美に。

- ・境内における催し物

祭礼・年中行事を機会として、多様な娯楽が提供された。

- ・諸史料の収集と情報の突き合わせにより、全体像が迫ることが可能に。